

令和 2 年 2 月 5 日

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の制定
(令和 2 年 2 月 5 日 諮問第 5 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局 衛星・地域放送課

(小川課長補佐、高久係長)

電話：03-5253-5799

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の制定

1 諮問の概要

平成30年6月、規制改革推進会議の第3次答申において、衛星放送のソフト事業について、「業務の認定及び認定更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する」との指摘を受けた。

平成30年9月、放送を巡る諸課題に関する検討会の下「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」報告書において、「認定及び認定更新について、帯域の有効活用を検証する仕組みを法制度上明確に位置付けることが望ましい」とされた。

これらを受けて、令和元年6月に公布された放送法の一部を改正する法律において、「認定及び認定更新の際に、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（以下「周波数使用基準」という。）（省令）への適合性を審査要件に追加」することとされたため、周波数使用基準の制定を行うものである。

2 周波数使用基準の概要

衛星基幹放送の業務の認定及び認定更新において、伝送方式及びテレビジョン放送の種類（SD、HD、フルHD、4K、8K）等ごとに申請可能なスロット数の上限を規定するとともに、衛星基幹放送事業者の放送の実態を踏まえ、補完放送^{※1}やマルチ編成^{※2}を実施する場合等のスロット追加やシステム改修等の影響を考慮した経過措置を規定する。

※1 データ放送、字幕・解説放送、EPG（電子番組表）等。

※2 複数のテレビジョン放送を同時に行うこと。例えば、プロ野球中継の延長時に、メインチャンネルは通常番組、サブチャンネルで野球の延長を放送。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに周波数使用基準の制定を行う（令和2年3月31日の施行を予定）。

4 意見募集

(1) 行政手続法に基づく意見公募

令和元年12月14日（土）から令和2年1月17日（金）までの35日間で実施。

(2) 提出された意見

計20件の意見が提出された。（法人15件、個人5件。詳細については10頁以降参照。）

(3) 意見を踏まえた修正の有無

なし。

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準 (周波数使用基準) の制定

情報流通行政局
衛星・地域放送課
令和2年2月5日

○「規制改革推進に関する第3次答申」(平成30年6月)の概要

5. 投資等分野

(3) 放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

②新規参入の促進

新たなビジネスモデルの構築を目指す上で、これまでの放送事業者だけでなく、他業態などから新たに参入する事業者への期待は大きい。

したがって、放送事業への新規参入を促進する。このため、（中略）総務省において以下の措置を講ずる。

- b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。

○衛星放送の未来像に関するワーキンググループ*報告書(平成30年9月)の概要

※「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置。

帯域の有効活用については、右旋と左旋の利用状況の非対称性を前提に、右旋は効率的利用の観点から、左旋は利用促進の観点から、それぞれ有効活用のあり方を検討。

<右旋帯域の有効活用の考え方>

- 現在の制度では、衛星基幹放送（BS放送及び東経110度CS放送）の帯域の有効活用に関しては、新規参入、認定の更新いずれに際しても審査項目とされていない。
- 新規参入に関する認定、5年ごとの認定の更新いずれについても、帯域の有効活用を検証し、有効活用が見込まれない場合には、総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に位置付けることが望ましい。
- 右旋帯域の利用方策における基本方針については、利用可能な帯域が生じた場合には、原則として、
 - ・ 新規参入によるコンテンツの多様化を優先。
 - ・ 2Kから4K・8Kへの移行について、適切なタイミングで関係者間で検討を開始。
- 帯域再編のコストについては、基本的には原因者・受益者負担が妥当と考えられるが、国の政策による再編成など、一定の場合には費用の一部を国が負担することを検討。

これまでの経緯②（放送法の一部を改正する法律（衛星基幹放送関係）の概要）

- 規制改革推進会議及び「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」での議論を受けて、令和元年6月に公布した改正放送法により、**衛星基幹放送の業務の認定及び認定更新の際**、希望する周波数が申請に係る放送サービスに照らし必要十分か否かを審査するため、**周波数使用基準への適合性を審査要件として追加**。
- 法律の規定に基づき、新たに周波数使用基準（省令）の制定に着手。

◆放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）の概要（衛星基幹放送関係）

認定申請書 （第93条第2項）

- ① 名称及び住所等
- ② 基幹放送の種類
- ③ 基幹放送局の免許人の名称
- ④ 希望する放送対象地域
- ⑤ 基幹放送に関し希望する周波数
- ⑥ 業務開始の予定期日
- ⑦ 放送事項
- ⑧ 電気通信設備の概要

※ 申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付。

認定の審査要件 （第93条第1項）

- 一 基幹放送局設備の確保
- 二 経理的基礎、技術的能力
- 三 技術基準の適合維持義務
- 四 周波数使用基準への適合性〔追加〕**
- 五 マスメディア集中排除原則への適合性
- 六 基幹放送普及計画への適合すること
その他放送の普及及び健全な発達への適切性
- 七 欠格事由（外資規制及び処罰歴）への非該当

認定の更新の審査要件 （第96条第2項）

- 四 周波数使用基準への適合性〔追加〕**
- 五 マスメディア集中排除原則への適合性

認定は5年ごとに更新
（第96条第1項）

（条項は、新法の条項）

- 「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」での議論を踏まえ、周波数使用基準（省令）は、行政処分の判断基準となることから、**客観的かつ定量的な基準**とすることが必要。また、策定に当たっては**関係事業者等の意見を聞く機会を十分に設けることが必要**。



周波数使用基準制定の基本的な考え方

- 認定又は認定更新において、**伝送方式及びテレビジョン放送の種類（SD、HD、フルHD、4K、8K）ごとに申請可能なスロット※の数の上限**を定める。

※ 情報を伝送する際の信号の単位。2Kでは1の周波数当たり48スロット、4K・8Kでは120スロットを基本単位として伝送。

- スロット数の上限を定めるに当たっては、
 - ・ 衛星放送事業者や関連団体による画質評価
 - ・ 電気通信技術審議会報告
 - ・ （一社）電波産業会（ARIB）により策定された標準規格 を参考とした。
- また、「放送法の改正に係る衛星基幹放送事業者連絡会※」を開催し（令和元年8月・11月）、放送事業者向けアンケートを実施し、関係者からの意見を聴取した。

※ BS・CS事業者40社のほか、関係団体や基幹放送局提供事業者が出席。

周波数使用基準（省令）の概要

(1) BS/CS放送に係る基準

伝送方式及びテレビジョン放送の種類		スロット数の上限	
		BS	CS
広帯域伝送方式	標準テレビジョン放送（SD）	6	6
	高精細度テレビジョン放送（HD）	12	12
	高精細度テレビジョン放送（フルHD）	20	—
高度広帯域伝送方式	超高精細度テレビジョン放送（4K）	40	60
	超高精細度テレビジョン放送（8K）	120	—

※ 放送大学学園によるテレビジョン放送にあつては、当該テレビジョン放送と併せて行う超短波ラジオに係るスロットの数を含む。

(2) 4K8K以外のテレビジョン放送を行う場合におけるスロット追加

スロット追加のケース ^{※1}	追加スロット数
① SD又はHDにおいて、補完放送 ^{※2} を行う場合	2
② フルHDにおいて、補完放送 ^{※2} を行う場合	4
③ HDにおいてマルチ編成を行う場合	4
④ 降雨減衰対策 ^{※3} を行う場合	2

※1 BSは①～④が適用、CSは①のみ適用。

※2 データ放送、字幕・解説放送、EPG（電子番組表）等。

※3 豪雨等で衛星放送の受信が困難となった場合に、通常サービスの一部について、スロットを減少し、豪雨等の影響を受けにくい変調方式を用いて放送。

（3）その他

放送サービス高度化推進協会によるエンジニアリング・ストリーム※：2スロット
(A-P A B)

※ 受信機ソフトウェア情報等を送信し、視聴者の受信環境を常に最新の情報に維持。

* なお、（1）～（3）により定められたスロットの上限の範囲内で、**実際に何スロットを申請するか、指定されたスロットをテレビジョン放送と補完放送にどのように割り当てるか**等は**事業者の経営判断**とする。

（4）経過措置

① 2020年10月又は12月に認定更新を迎える事業者対象

：省令の施行後1年間における認定更新の際、周波数使用基準に適合していなくても、2022年3月31日までにスロット縮減を行う予定があり、当該認定更新時にスロット縮減に係る指定事項変更申請を提出しているときは、現に指定を受けているスロット数を上限として基準に適合しているものとみなす

② マルチ編成導入予定事業者対象

：省令の施行後5年間における認定更新の際、周波数使用基準に適合していなくても、2025年12月31日までにマルチ編成を導入する具体的な計画があるときは、現に指定を受けているスロットの数を上限として基準に適合しているものとみなす

施行に向けたスケジュール

- 令和元年12月13日～令和2年1月17日 パブリックコメント実施
- 令和2年2月5日 電波監理審議会への諮問
- 3月31日 周波数使用基準 施行

(参考) BS放送(右旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

	1ch (11.72748GHz)			3ch (11.76584GHz)			13ch (11.95764GHz)			15ch (11.99600GHz)		
事業者	ビーエス朝日	BS-TBS	BSテレビ東京	WOWOW	日本放送協会	<small>ブロードキャスト・サテライト・ディズニー</small>	BS日本	ビーエスフジ	<small>アニマックスブロードキャスト・ジャパン</small>	NHK	スター・チャンネル	
番組	BS朝日	BS-TBS	BSテレ東	WOWOW プライム	NHK BSプレミアム		BS日テレ	BSフジ	BS アニマックス	NHK BS1	スター チャンネル 2	スター チャンネル 3
ジャンル	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	総合娯楽			総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	アニメ		映画	映画
スロット数	(16)	(16)	(16)	(24)	(18)	(6)	(16)	(16)	(16)	(20)	(13)	(13)

	5ch (11.80420GHz)		7ch (11.84256GHz)			9ch (11.88092GHz)			11ch (11.91928GHz)		
事業者	WOWOW		ビーエス朝日	BSテレビ東京	BS日本	日本BS放送	スター・チャンネル	<small>ワールド・ハイビジョン・チャンネル</small>	放送大学学園	ビーエスFOX	<small>スカパー・エンターテイメント</small>
番組	WOWOW ライブ	WOWOW シネマ	<i>BS朝日 4K</i>	<i>BSテレ東 4K</i>	<i>BS日テレ 4K</i>	BS11	スター・チャンネル 1	TwelV	放送大学	FOXスポーツ &エンターテイメント	BS スカパー!
ジャンル	総合娯楽	総合娯楽	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	映画	総合編成 【無料】	大学教育放送 【無料】	総合娯楽	総合娯楽
スロット数	(24)	(24)	(40)	(40)	(40)	(18)	(15)	(15)	(16)	(16)	(16)

	17ch (12.03436GHz)			19ch (12.07272GHz)			21ch (12.11108GHz)			23ch (12.14944GHz)		
事業者	日本放送協会	BS-TBS	ビーエスフジ	<small>グリーンチャンネル</small>	ジェイ・スポーツ	ジェイ・スポーツ	<small>WOWOWプラス</small>	ジェイ・スポーツ	ジェイ・スポーツ	釣りビジョン	日本映画放送	<small>ブロードキャスト・サテライト・ディズニー</small>
番組	NHK BS4K	<i>BS-TBS 4K</i>	<i>BSフジ 4K</i>		J SPORTS 1	J SPORTS 2		J SPORTS 4	J SPORTS 3	BS釣りビジョン	BS日本映画 専門チャンネル	Dlife
ジャンル		総合編成 【無料】	総合編成 【無料】	農林水産情報・ 中央競馬	スポーツ	スポーツ	映画	スポーツ	スポーツ	娯楽・趣味	映画	総合編成 【無料】
スロット数	(40)	(40)	(40)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)

:スカパーJSAT(株)が有料放送管理事業者として、当該有料放送の役務に係る管理業務を行っている番組。

注: 斜体表示のテレビ番組(7ch、17ch)は4K。

放送開始済みの放送番組数(令和元年11月1日現在) ※		
4K 6番組	HD 28番組	1番組
合計35番組		

※ データ放送、音声放送(1番組)を除く。

「改正放送法の施行に伴う関係省令等の整備（衛星基幹放送関係）に関する意見募集」の結果

I 意見募集期間

- ・ 令和元年12月14日（土）から令和2年1月17日（金）まで

II 提出された意見の件数、意見提出者数

- ・ 提出された意見の件数：20件
 ※提出された意見の件数は、意見提出者数としています。

III 提出された意見と総務省の考え方

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準案に関するもの			
1	<p>●衛星基幹放送の発展に向け、放送サービスの多様化・高度化を図るために、帯域を最大限有効活用するという、総務省の考え方に賛同いたします。新4K8K衛星放送の更なる普及に向け、行政においては、BS右旋帯域に加え、BS左旋帯域も含む、強力な支援策の提示をお願いしたいと考えます。</p> <p>●衛星基幹放送の発展に向け、再編を行うBS右旋帯域に、いかに4K放送を希望する事業者の新規参入を促すかが重要であり、その新規参入は、BS左旋帯域で放送を行っている事業者も含め、幅広い事業者に参加の機会を与えるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社WOWOW】</p>	<p>衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準案(以下「本案」と言います。)に対する賛同のご意見として承ります。</p> <p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p> <p>4K放送への参入促進に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	なし

2	<p>衛星放送に係る周波数の使用に関する基準の制定に伴い、放送事業者からの認定申請の状況によって、スロット数の増減も想定されますが、減少となる場合、更なる新規放送事業者参入の機会が期待されると考えます。しかし、既存BSデジタル放送用受信機は、受信可能な2K放送事業者数には上限があり、これを超えると受信機誤動作の懸念があります。</p> <p>新規参入等に伴い、既存BSデジタル放送用受信機が誤作動等不具合を生じることのないよう、ご配慮を頂きますとともに空き周波数の利用については、既存受信機に影響がない高度化(4K /8K)への利用検討もお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	<p>今後の空き周波数帯の有効活用の検討においては、放送用受信機への影響等に配慮するなど、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	なし
3	<p>BS放送の周波数使用基準案のなかで、2K(1440)放送の最大スロット数が12とされています。このため、これまで16スロットを使用し2K(1440)放送を行っている事業者が、12スロットを超える部分が有効活用とみなされなくなり、帯域を縮小しなければならない状況になります。このような状況を踏まえ、今般の周波数使用基準の内容・根拠について、国民・視聴者の方々に機会を捉え丁寧に説明することも必要と考えます。</p> <hr/> <p>BS放送における帯域の有効活用については、視聴者本位での議論・検討をさらに行うべきと考えます。</p> <p>これまでBS放送の右旋の周波数がひっ迫している状況とことから、帯域の有効活用の議論が進められ、周波数使用基準が制定されることになったと理解しています。</p> <p>しかしながら、2020年4月からはBS放送の右旋周波数では2番組の終了に伴い32の空きスロットが発生することになり、左旋周波数も十分使用されていない現在、必ずしも周波数がひっ迫した状況とは考えられません。</p> <p>空きとなった帯域や使用されていない左旋周波数をどのように利用するのが示</p>	<p>周波数使用基準の内容等については、必要に応じ、国民・視聴者に対して丁寧に説明してまいります。</p> <p>なお、高精細度テレビジョン放送(1,440×1,080)を実施する衛星基幹放送事業者については、補完放送やマルチ編成、降雨減衰対策を行う場合には、上限となるスロットの数を加算することとしています。</p> <hr/> <p>BS放送の将来像に関する議論と検討の場に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	なし

	<p>されてこそ、帯域の有効活用、さらには基幹放送としてのBS放送の将来像を描くことにつながるものと考えます。そのためにも、平成30年9月に報告された「衛星放送の未来像」(放送を巡る諸課題に関する検討会の第二次取りまとめ 第2部)の検証を含め、2K放送と4K・8K放送が混在するBS放送の将来の全体像について、検討を行う場を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(株)放送衛星システム】</p>		
4	<p>周波数の有効利用の観点より、今後出現する空き帯域については、最新の伝送技術を利用した4K放送普及に資する利用が望ましい。</p> <p>また、2018年12月に始まった新4K8K衛星放送の既存放送番組について、その更なる普及に向けて、関係者が努力することが喫緊の課題であると認識しており、左旋帯域の普及についても、関係者の取組の後押しとなるような支援策等の推進を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社東北新社メディアサービス】</p>	<p>空き帯域の活用に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p> <p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	なし
5	<p>● 総務省が、「放送法の改正に係る衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して、帯域の使用状況などの実態を把握し、さらに、放送事業者の意見を反映し、周波数使用基準案を取りまとめたことは、適切と考えます。</p> <p>(新たな帯域再編)</p> <p>● 帯域再編の際は、既存BS放送の受信者(視聴者)及び、放送事業者等関係各所に対する十分な配慮は不可欠です。また、再編により発生する費用が、既存放送事業者の負担になることのないよう、国による責任ある対応を求めます。</p> <p>なお、今後新たに発生した空き帯域には、「4K」を優先することが妥当と考えます。</p> <p>(新4K8K衛星放送の普及促進)</p> <p>● 衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、BS放送が発展するには、新4K8K衛星放送の普及が不可欠となります。国による、積極的かつ具体的な施策を要望し</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p> <p>空き帯域の活用に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p> <p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を</p>	なし

	<p>ます。</p> <p>● 2015年7月の総務省「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」第二次中間報告では、2020年に目指す姿として「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」とのロードマップが示されました。オリンピック、パラリンピック東京大会後の新たな普及目標とロードマップ及び、BS放送の未来図を示して、普及促進の継続を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ビーエス朝日】</p>	<p>進めてまいります。</p> <p>BS放送の未来図等に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
6	<p>● 今般の周波数使用基準案の整備が「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」の報告書で求められた「客観的かつ定量的な基準」、「ある程度幅を持たせた柔軟なもの」、「関係者の意見を聞く機会を十分に設ける」等を踏まえて策定されたのは妥当です。また、マルチ編成導入予定事業者や省令施行後1年以内に認定更新を迎える事業者に対して経過措置を認めたことも同様に妥当と考えます。新基準への適用に時間や作業コストがかかることを踏まえ、事業者の意見を汲みとり、経営への影響を少なくしようとする対応は適切で、今後も、同様のケースの際にはこうした丁寧な姿勢を期待します。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし
	<p>● 認定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかは、放送事業者の経営判断、サービス運営に大きく関わる事項であることから、それらの選択肢を狭めない制度設計が行われるよう求めます。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で、当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
	<p>● 新規参入等に伴う帯域再編においては、原因者、受益者が費用負担をするのが基本ですが、国が主導している周波数有効活用の一環として行われていることも踏まえ、既存のサービスを行っている事業者が帯域移行等による影響を受ける場合には、その負担を強いられないことがないよう、国による支援が不可欠と考えます。</p>	<p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
	<p>● ロードマップに基づきオールジャパンで取り組んでいる4K8K衛星放送は、現在普</p>	<p>今後の新規参入に関する御意見について</p>	

	<p>及の途上です。4Kコンテンツ市場のさらなる活性化や新4K8K衛星放送の一層の普及のためには、今後のBS右旋における新規参入は4K放送を行う事業者を優先することが望ましいと考えます。</p> <p>【(株)フジ・メディア・ホールディングス】</p>	<p>は、今後の参考として承ります。</p>	
<p>7</p>	<p>●総務省が「放送法の改正に係る衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して帯域の使用状況などの実態を精緻に把握し、当該事業者の意見を丁寧に汲み取って周波数使用基準案を取りまとめたことは、極めて適切であると考えます。衛星基幹放送事業のさらなる発展に向けて、行政は引き続き、関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げて制度改正等に反映していただくよう要望します。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
	<p>●民放事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることであり、その判断を当該事業者の経営判断に委ねることは大変重要です。民放事業者はそれぞれの経営判断に基づき、視聴者・契約者のニーズに応じてフルハイビジョン放送やマルチ編成、さまざまな補完放送(データ放送、字幕・解説放送、EPGなど)を実施しています。その内容に制度的な制約を課せば放送サービスの充実を図る取り組みが硬直化し、視聴者・契約者が求めるサービスを提供できなくなりかねません。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
	<p>●有効活用のために既存BS放送の帯域の返上や新規参入を行う際には、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知を行うことを要望します。再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担が必要になると考えます。</p>	<p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
	<p>(新4K8K衛星放送の普及促進)</p> <p>●衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、放送全体の調和ある発展を実現するためには、新4K8K衛星放送の普及が喫緊の課題です。一方で、事業性が最優</p>	<p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を</p>	<p>なし</p>

	<p>先される民放キー局系のBS事業者各社は、既存の2Kのチャンネルと並行する形で4Kの事業にも取り組む状況が続いています。行政におかれては、民放BS事業者の事業性にも十分配慮をしつつ、継続的な周知広報や、4Kコンテンツを制作するための放送設備や放送機器の導入支援、対応受像機の開発販売の促進などの施策を実施するよう、要望します。</p>	<p>進めてまいります。</p>	
	<p>(BS全体への方針について)</p> <p>●2018年12月に新4K8K衛星放送がスタートして以降、BSを取り巻く環境は大きく変化しています。昨年11月にBS右旋への新規参入4社が認定された一方で、3月末で二事業者が停波することを発表し、左旋では依然として空き帯域が残されているなど不透明な要素が多い状況が続いています。視聴者・契約者に混乱が生じ不利益を被ることがないよう、また既存事業者の事業運営に悪影響がないよう、行政としての然るべき施策の推進を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社BS日本】</p>	<p>今後の施策の推進に関する御意見については、参考として承ります。</p>	
8	<p>● 総務省が2018年7月に行った、放送を巡る諸課題に関する検討会第二次取りまとめ(案)に関する意見募集に対し、当連盟は「衛星放送の未来像」で示されたBS放送の右旋帯域の有効活用の検証基準について、①「ある程度幅を持たせた柔軟なものとするに留意すべき」との考え方に賛同する、②有効活用の検証基準は現状で放送事業者が実現しているサービスの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望する、との意見を提出しました。</p> <p>● 総務省が「放送法の改正に係る衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して帯域の使用状況などの実態を精緻に把握し、当該事業者の意見を丁寧に汲み取って周波数使用基準案を取りまとめたことは、極めて適切であると考えます。放送事業者が実現しているサービスの質の維持を可能とする本案は当連盟の意見と合致するものであり、妥当であると評価します。衛星基幹放送事業のさらなる発展に向けて、行政は引き続き、関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げて制度</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし</p>

<p>改正等に反映していただくよう要望します。</p>		
<p>● 民放事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることです。その判断を当該事業者の経営判断に委ねることは当然のことではありませんが、重要です。民放事業者はそれぞれの経営判断に基づき、視聴者・契約者のニーズに応じてフルハイビジョン放送やマルチ編成、さまざまな補完放送（データ放送、字幕・解説放送、EPGなど）を実施しています。その内容に制度的な制約を課せば放送サービスの充実を図る取り組みが硬直化し、視聴者・契約者が求めるサービスを提供できなくなりかねません。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等のように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
<p>● 有効活用のために既存BS放送の帯域の返上や新規参入を行う際には、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知を行うことを要望します。再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担が必要になると考えます。</p>	<p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
<p>（新4K8K衛星放送の普及促進）</p> <p>● 衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、放送全体の調和ある発展を実現するためには、新4K8K衛星放送の普及が喫緊の課題です。本格的な普及を図るためには、超高精細度テレビジョン（4K）コンテンツの充実と対応受信機の普及が“車の両輪”として欠かせません。</p> <p>● 新4K8K衛星放送は、「高度な映像サービスの実現」として「社会全体のIT化」や「未来の産業や社会変革を見据えた研究開発」を推進する成長戦略の柱の一つと位置づけられています（2015年6月30日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2015」）。より高画質・高機能なサービスを求める国民・視聴者のニーズに応えるため、行政においては、①新4K8K衛星放送の魅力を伝える継続的な周知広報、②4Kコンテンツを制作するための放送設備や放送機器の導入支</p>	<p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	

<p>援、③4Kコンテンツならではの特長や魅力を活かすノウハウ(制作技術、ワークフローなど)の共有支援、④多様で魅力的な対応受信機や低廉な外付けチューナーの開発、販売の促進などの施策を検討し、新4K8K衛星放送の普及を強力に推進するよう、要望します。</p>		
<p>(BS4Kへの新規参入による放送コンテンツの充実)</p> <p>● 魅力ある4Kコンテンツの充実を図るためには、4K放送を実施する新規参入を促す施策が必要です。BS右旋帯域で4Kチャンネルを持たない事業者の参入は市場を活性化し普及促進の強力な原動力になり得ることから、BS右旋帯域の有効活用や既存事業の整理、撤退によって生じる空きスロットは、4K放送の新規参入に充当すべきだと考えます。新規参入で既存BS4K放送と視聴者層などが異なる放送サービスが提供され、若年層を含む国民・視聴者の多様な視聴ニーズが充足されれば、新4K8K衛星放送の普及に弾みがつきます。BS4K放送のチャンネルが物理的に増えれば、4Kコンテンツの作り手として期待されるローカル局が4K番組を制作、放送する機会が増えます。4K番組の増加は放送機器の低廉化をもたらし、高度な放送サービスの“好循環サイクル”に繋がるものと考えます。</p>	<p>空きスロットに係る新規参入に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
<p>(受信機普及)</p> <p>● 2015年7月の総務省「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」第二次中間報告では、2020年に目指す姿として「4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいる」とのロードマップが示されました。しかしながら、新4K8K衛星放送の視聴可能機器の台数は270.7万台(2019年11月末現在、放送サービス高度化推進協会調べ)に留まり、新しいメディアの立ち上げの困難さがあらためて浮き彫りになっています。行政、放送事業者、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者などが一致協力し、2020年のオリンピック、パラリンピック東京大会後の普及目標とロードマップを策定して取り組むなど、視聴可能機器の本格的な普及促進策を強力に進めるべきだと考えます。</p>	<p>受信機の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	

	【一般社団法人 日本民間放送連盟】		
9	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務省が2018年7月に行った、放送を巡る諸課題に関する検討会第二次取りまとめ(案)に関する意見募集に対し、日本民間放送連盟から提出された、「衛星放送の未来像」で示されたBS放送の右旋帯域の有効活用の検証基準について、①「ある程度幅を持たせた柔軟なものとするに留意すべき」との考え方に賛同する、②有効活用の検証基準は現状で放送事業者が実現しているサービスの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望する、との意見に賛同します。 ● 衛星基幹放送事業のさらなる発展に向けて、行政は引き続き、関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げて制度改正等に反映していただくよう要望します。 	<p>今後の制度改正等に関する御意見については、参考として承ります。</p>	なし
	<ul style="list-style-type: none"> ● 民放事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることです。その判断を当該事業者の経営判断に委ねることは当然重要であります。 	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
	<p>(新4K8K衛星放送の普及促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、放送全体の調和ある発展を実現するためには、新4K8K衛星放送の普及が喫緊の課題です。本格的な普及を図るためには、超高精細度テレビジョン(4K)コンテンツの充実と対応受信機の普及が“車の両輪”として欠かせません。 ● より高画質・高機能なサービスを求める国民・視聴者のニーズに応えるため、行政においては、①新4K8K衛星放送の魅力を伝える継続的な周知広報、②4Kコンテンツを制作するための放送設備や放送機器の導入支援、③4Kコンテンツならではの特長や魅力を活かすノウハウ(制作技術、ワークフローなど)の共有支援、④多様で魅力的な対応受信機や低廉な外付けチューナーの開発、販売の促進などの施策を検討し、新4K8K衛星放送の普及を強力に推進するよう、要 	<p>新4K8K衛星放送の普及促進及び受信機の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	

	<p>望します。</p> <p>(受信機普及)</p> <p>● 新4K8K衛星放送の視聴可能機器の台数は270.7万台(2019年11月末現在、放送サービス高度化推進協会調べ)に留まり、新しいメディアの立ち上げの困難さがあらためて浮き彫りになっています。行政、放送事業者、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者などが一致協力し、2020年のオリンピック、パラリンピック東京大会後の普及目標とロードマップを策定して取り組むなど、視聴可能機器の本格的な普及促進策を強力に進めるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>		
10	<p><第3条></p> <ul style="list-style-type: none"> 放送の種別ごとに基準となるスロット数を示したこと、示されたスロット数についていずれも妥当である <p><第3条第2項></p> <ul style="list-style-type: none"> 補完放送、マルチチャンネルなど多様な視聴者サービスに関してそれぞれスロット数を加算するとしたこと、加算するスロット数についていずれも妥当である <p><附則第2条></p> <ul style="list-style-type: none"> 経過措置について 放送設備の更新は、計画から実行まで長期間を要するところ、これを考慮した措置は妥当である <ul style="list-style-type: none"> 周波数の有効利用に関しては、受信機が多く普及しているBS右旋周波数の利用が重要である。現行事業者の撤退、NHKのチャンネル整理などにより右旋帯域には新規事業者の参入が可能になると見込まれるが、そのためには既存事業者の周波数変更や放送設備の設定変更が必要となる。こういった変更に際して必要となる費用の負担のあり方についてルール化されることが望ましい。 <p style="text-align: right;">【株式会社BSテレビ東京】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
11	<p>● 総務省が「放送法の改正に係る衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して帯域の</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし</p>

<p>使用状況などの実態を精緻に把握し、当該事業者の意見を丁寧に汲み取って周波数使用基準案を取りまとめたことは、極めて適切であると考えます。衛星基幹放送事業のさらなる発展に向けて、行政は引き続き、関係事業者の意見や要望を十分に汲み上げて制度改正等に反映していただくよう要望します。</p>		
<p>●民放事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることであり、その判断を当該事業者の経営判断に委ねることは大変重要です。民放事業者はそれぞれの経営判断に基づき、視聴者・契約者のニーズに応じてフルハイビジョン放送やマルチ編成、さまざまな補完放送（データ放送、字幕・解説放送、EPGなど）を実施しています。その内容に制度的な制約を課せば放送サービスの充実を図る取り組みが硬直化し、視聴者・契約者が求めるサービスを提供できなくなりかねません。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
<p>●有効活用のために既存BS放送の帯域の返上や新規参入を行う際には、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知を行うことを要望します。再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担が必要になると考えます。</p>	<p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
<p>（新4K8K衛星放送の普及促進）</p> <p>●衛星基幹放送の帯域の有効活用を図り、放送全体の調和ある発展を実現するためには、新4K8K衛星放送の普及が喫緊の課題です。一方で、事業性が最優先される民放キー局系のBS事業者各社は既存の2Kのチャンネルと並行する形で4Kの事業にも取り組む状況が続いています。行政におかれては、民放BS事業者の事業性にも十分配慮をしつつ、継続的な周知広報や、4Kコンテンツを制作するための放送設備や放送機器の導入支援、対応受像機の開発販売の促進などの施策を実施するよう、要望します。</p>	<p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	

	<p>(BS全体への方針について)</p> <p>●2018年12月に新4K8K衛星放送がスタートして以降、BSを取り巻く環境は大きく変化しています。昨年11月にBS右旋への新規参入4社が認定された一方で、3月末で二事業者が停波することを発表し、左旋では依然として空き帯域が残されているなど不透明な要素が多い状況が続いています。視聴者・契約者に混乱が生じ不利益を被ることがないよう、また既存事業者の事業運営に悪影響がないよう、行政としての然るべき施策の推進を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>今後の施策の推進に関する御意見については、参考として承ります。</p>	
12	<p>■今般の周波数使用基準案の整備が、既存の放送事業者にその意図を十分に説明した上で意見を汲みとりまとめられたこと、およびその内容が既存の放送事業者にとってサービスの品質維持を可能とする基準案であることはきわめて適切な対応であると考えます。</p> <p>■認定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかは、放送事業者の経営判断、サービス運営に加え、すでに始まっている放送の技術仕様に深く関わる事項なので、これらの選択肢が狭められない制度設計がなされることが重要だと考えます。</p> <p>■2018年に始まった新4K8K衛星放送の普及・発展のためにBS右旋の空きスロットは、4Kコンテンツを提供する新規参入者に優先して充当すべきであると考えます。コンテンツが増えれば、撮影・ポストプロの需要増による制作費のコストダウンが期待され、4Kコンテンツが充実する好循環が生まれると考えます。海外では高精細映像の需要が高まっており、日本の制作者が国際競争力を身につけることは極めて重要です。</p> <p>■新4K8K衛星放送の普及には、コンテンツの充実に加え、視聴者の視聴環境整備が喫緊の課題です。対応機器の普及はもちろんのこと、サービス自体の周知広報も極めて重要であり、関係者(行政、放送事業者、受信機メーカー、ケーブル</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p> <p>空きスロットに係る新規参入に関する御意見については、参考として承ります。</p> <p>新4K8K衛星放送の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を</p>	なし

	<p>テレビ事業者、関係諸団体)が一体となって普及促進にあたるべきだと考えます。</p> <p>■現在、複数の周波数領域で空き帯域が出来ており、この帯域をいかに活用していくのか、また周波数の全体計画をどのようにしていくのか、広く意見を集め、関係事業者や識者とともに十全に議論を重ねた上で早期に方針を作成し公表していくことが妥当と考えます。また、この際、帯域再編も生じるとは思いますが、関係者および国民に混乱が生じぬよう、周到な計画を練り、十分に周知広報することが極めて肝要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ビーエスフジ】</p>	<p>進めてまいります。</p> <p>空き帯域の活用等に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
13	<p>「改正放送法の施行に伴う関係省令等の整備による衛星放送に係る周波数の使用に関する基準案の制定」においては、画質評価の結果や衛星基幹放送事業者の帯域の使用状況等の実態に則しているものと理解しており、衛星基幹放送において、放送サービスの多様化や高度化を図るために、周波数の有効利活用のための省令等整備を行うことに賛同いたします。</p> <p>周波数の有効利用の観点から、今後出現する空き帯域については最新の伝送技術を用い、4K放送の普及に資する利用が望ましいと考えます。</p> <p>今後、既存放送事業者の帯域の再編(スロット数縮減、トランスポンダ内、トランスポンダ間の帯域移動)による、一時的不使用帯域や周波数移動等が発生することが想定されます。国が進める放送周波数の有効的活用の一環であることに鑑み、これら一時的不使用帯域の衛星料金や周波数移動等の費用の支援等にご配慮いただきたくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>空き帯域の活用に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p> <p>新規参入等に伴う帯域の再編については、国が支援することが妥当と考えられる範囲内で、必要な支援の在り方を検討するとともに、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	なし
14	<p>・ 今回の基準の取りまとめに際し、衛星基幹放送事業者の帯域使用状況の把握や、丁寧な意見確認を行ったことは適切であると考えます。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし

	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自立に関わることであり、経営判断に委ねるべきことです。視聴者ニーズやサービス競争に柔軟に対応するためにも、今後も、放送サービスの内容に関わる必要以上の制約を課すことは避けるべきと考えます。 	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
	<p>経過措置に関する附則と理解いたしました。当社をはじめ一般に放送設備の計画から運用開始までには数年単位が必要で、今後当該業務の導入を検討する事業者に対し、経過措置を設定することは重要であると考えます。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 更なる衛星基幹放送事業の活性化には超高精細度テレビジョン(4K)放送の普及が必須と考えます。このためには、市場を活性化し普及促進の強い原動力になり得る4K放送の新規参入の実現も有用と考えます。更に、基幹放送普及計画にある、右旋は2K、左旋は4Kを基本とする現状の考え方などが、衛星基幹放送事業全体の調和ある発展にとって最適な施策であるかどうか、再考を要望いたします。 	<p>空き帯域の活用及び基幹放送普及計画に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 新4K8K衛星放送の視聴可能機器台数はまだまだ少なく、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会後の普及目標とロードマップを策定して取り組むなど、本格的な普及促進策を推進すべきだと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社BS-TBS】</p>	<p>受信機の普及促進については、関係者との連携の下、受信環境整備への支援や周知広報等必要な措置の実施を進めてまいります。</p>	
15	<p>○ 総務省が「衛星基幹放送事業者連絡会」を設置して、帯域の使用状況の実態を把握し、個々の事業者の意見を丁寧にくみ取って周波数使用基準案を取りまとめたことは適切です。その上で本案が、放送事業者が行っているサービスの内容・質を維持できる点において妥当と評価します。行政は引き続き、関係事業者の個別の事情や意見・要望を聞く機会を設けた上で制度改正等に反映していただくよう要望します。</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし

	<p>○ 放送事業者が指定されたスロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」にどのように割り当て、どのような放送サービスを実施するかは放送の自主自律に関わることであり、経営判断に委ねるべきことです。放送を取巻くメディア環境は今や日々急速な変化の中にあり、放送事業者が視聴者のニーズやサービス競争に柔軟に対応できることが大切です。今後においても、放送サービスの内容に関わる必要以上の制約を課すことは避けるべきと考えます。</p>	<p>衛星基幹放送においては、認定の際に指定されたスロットの数の範囲内で当該スロットを「テレビジョン放送」と「補完放送」等にどのように割り当てて使用するかについては、衛星基幹放送事業者の判断に委ねています。</p>	
	<p>○ 放送の高度化の一環として国民・視聴者により高精細な映像と高度な放送サービスを提供するため、当社は衛星基幹放送において4K放送事業に参入しました。国民・視聴者によりよい放送サービスを提供することは、周波数の有効活用本来の目的であり、その意義と位置付けから、4K放送の本格的な普及が必須と考えます。よって、今後BS右旋帯域に空きスロットが生じる場合は、超高精細度放送サービスをより一層広く、国民・視聴者に普及することを優先し、4K放送に充当するのが妥当と考えます。</p> <p>また、基幹放送普及計画にある、右旋は2K、左旋は4Kを基本とする現状の考え方などが、衛星基幹放送事業全体の調和ある発展にとって最適な施策であるかどうか、再考を要望致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社東京放送ホールディングス】</p>	<p>空き帯域の活用及び基幹放送普及計画に関する御意見については、今後の参考として承ります。</p>	
16	<p>＜第3条第1項(高精細度テレビジョン放送(一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの))について＞</p> <p>上記において水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十で現状放送している日本BS放送株式会社(BS11)が上記基準に適合するよう現状18スロットを20に増加する申請を行うと予想されます。</p> <p>同局は既存民放と異なり視聴者が放送望む国内アニメ等の放送が多く地方局との利権闘争で高い視聴率を見込める番組を放送しない地上波基幹放送事業者(日本テレビ・TBS・テレビ朝日・フジテレビ・テレビ東京)と異なる姿勢を示しており、地上波基幹放送事業者に状況の改善を促す為、BS11放送が画質向上の申請を</p>	<p>御意見は、参考として承ります。</p> <p>なお、衛星基幹放送事業者がスロットを増加させる場合には、総務省による公募や認定手続等を経ることとなりますが、公募に対する認定申請において、周波数使用基準の範囲内で、いかなるスロットの数を希望するかは、衛星基幹放送事業者の経営判断となります。</p>	なし

<p>行う場合は速やかに認め、民放間の競争を促すような方向を示せば民放は地方局と放送利益の配分等で調整を行い、人気番組が地域格差無く視聴可能となる・地上放送と合わせて2回以上放送となる事で、視聴を逃し他事で違法動画サイトを利用する理由を絶ち現在コンテンツ市場の利益を不当に奪う違法視聴を抑止する間接的な効果を望めます。</p>		
<p>＜第3条第2項(階層変調)について＞ 上記の降雨対策放送は現状NHKしか行っていませんが、高精細度テレビジョン放送が受信不可能になるような状況は令和元年台風第19号のような大規模な台風又はそれと同等な豪雨が発生する気象状況の状況である。 豪雨で受信不可能に陥る状況では衛星放送自体を視聴するより、確実な受信を望める「地上波放送」「携帯電話のインターネットサービス」を利用する為、この機能はもはや不要である。 このスロット数をNHKに削減させNHKBS1とプレミアムの統合(2019.12.13産経新聞報道)に合わせてNHKの使用スロット数を削減させ、余剰スロットを新しく参入を希望する事業者に割り当てるべきである。</p>	<p>空き帯域の活用に関する御意見については、今後の参考として承ります。 なお、放送法では、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであることから、降雨減衰対策、データ放送及びマルチ編成の実施については、放送事業者が自らの責任でニーズの把握や編集を行うべきものと考えます。</p>	
<p>＜第3条第2項(補完放送)について＞ 上記2つは国民上記は国民にほとんど利用されていないデータ放送である。 2000年代とは異なりインターネットが普及し、情報の更新頻度で超高速となった光回線や第四世代携帯電話にもはやデータ放送が追従する事すら不可能である。 NHKを含む地上波基幹放送事業者は災害放送でデータ放送を活用すると宣っているが、国民はデータ放送を見るより更新頻度が高いインターネットを利用するか必要最小限の情報はL字型画面で把握しdボタンを押してまでデータ放送を見る事はしない。 データ放送は全ての事業者に必要な見直しを迫り、帯域の返上を行わせるべきである。</p>		
<p>＜第3条第2項(一部の時間帯に、複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレ</p>		

ビジョン放送を同時に行うとき)について>

上記はほとんど利用されていないマルチチャンネル機能である。

2000年のデジタル放送開始時点では野球等のスポーツ中継を試合終了まで放送するとの触れ込みで導入されたが、プロ野球球団のメインスポンサーかつ球団保有企業グループである日本テレビ(読売巨人)、TBS(横浜ベイスターズ)、フジテレビ(東京ヤクルトスワローズ)でも後続番組のスポンサーを優先して途中で中継を打ち切りを行っており活用されていない機能であるといえる。

これ等の事情を鑑みて地上基幹放送事業者が保有するスロット数を16で維持する条件として「スポーツ中継に最大延長時間を設けない」を設けるべきである。

既に地上波基幹放送事業者はCS放送に「日テレG+」「TBSチャンネル2」「フジテレビONE」「テレ朝チャンネル2」を既に保有している為、試合終了までの中継を視聴者が望む場合、前述のチャンネルでBS放送の中継終了後をスクランブル放送無しでカバーさせる事が可能である。(BSチャンネルの放送終了前にチャンネルが切り替わる事を予告すればユーザーが任意で変更する)

地上基幹放送事業者の使用スロット数を12に削減し13ch(11.95764GHz)にBS日テレ・BSフジ・BS朝日・BS-TBSの4事業者を詰めて余剰スロットを新しく参入を希望する事業者に割り当てるべきである。

<上記>意見ではスポーツ中継等の視点だけでそれ以外の番組でマルチ編成を行うで地上波基幹放送事業者に言い訳の理由を与えてしまうのでそれを潰す案を追加致します。

地上波基幹放送事業者は「TBS NEWS」といった形でCS110℃放送に36スロット専門放送チャンネルを保有しています。

これをBS-TBSを含めBS1ch(11.72748GHz)の48スロットで1つの地上波基幹放送事業者ひとまとめに収容し、BS-TBSが高ビットレート放送を行いたい場合、「TBS NEWS」6スロット(SD画質)

<p>「BS-TBS」18スロット(1920×1080 フルHD画質) 「テレ朝チャンネル1」6スロット(SD画質) 「BS朝日」18スロット(1920×1080 フルHD画質) 上記の様な同一事業者間で帯域の貸与を行えるようにする体制とする。 3ch (11.76584GHz)に「日テレNEWS24」「BS日テレ」「フジテレビNEXT」「BSフジ」 5ch (11.80420GHz)は従来通りWOWOW 7ch (11.84256GHz)WOWOW プライム(現行24スロットでWOWOW4K 参入まで暫定)、「BSテレ東」「AT-X」(テレビ東京子会社) 9ch (11.88092GHz)に「BS11」(18→20スロット)「TwellV」(現行15→12スロット)スターチャンネル1(現行15→16スロット) 11ch (11.91928GHz) に スターチャンネル2・3(現行13→12スロット)「BSアニマックス」(現行16→12スロット)「BSスカパー！」(現行16→12スロット) 13ch (11.95764GHz)「シネフィル WOWOW」「BS釣りビジョン」「BS日本映画 専門チャンネル」(全て16→12スロット) 15ch (11.99600GHz)は「NHK」「グリーンチャンネル」「放送大学」 15chの運用 「NHK」(20→24スロットとする代わりBS1・BSプレミアの統合) 「グリーンチャンネル」「放送大学」は(現行16→12スロット) 17ch「NHK BS4K」「BS-TBS4K」「BSフジ4K」 19ch「BS 朝日 4K」「BS テレ東 4K」「BS 日テレ 4K」 21ch「J SPORTS1～4」(現行16→12スロット) 23ch「BS放送の新規参入事業者」(令和元年11月29日認定) 上記措置でCS110度放送に60スロットの空き容量が発生します。</p>		
<p><附則第2条第1項及び第2項(経過措置)について> 第二条この省令の施行の日から起算して一年を経過する日と2この省令の施行の</p>	<p>附則第2条第1項及び第2項については、 衛星基幹放送事業者に対して、設備投資等</p>	

	<p>日から起算して五年を経過する日が長すぎると思われます。</p> <p>2020年の年明け早々にPCで最も利用率が高いWindows7のサポート期限が切れOSの移行に伴う買い替えによりハードウェアの世代交代が行われPC向け映像配信サービスがH265HEVCに対応し衛星放送の市場競合相手のオンデマンド配信に優位性が生まれます。</p> <p>また、2020年3月に若年層に人気の衛星チャンネルが撤退し衛星放送を視聴する意識が低下するネガティブな状況が発生します。</p> <p>視聴者離れはやっと黒字化した衛星民放の経営状況を再度悪化させかねないモノであり、これを回避するためには停波後迅速に新規参入が行われ新チャンネルへのバトンタッチを成功させなければならない。</p> <p>参入予定事業者で前倒し可能な事業者に停波後すぐに放送を開始出来るか聴取し可能であれば2020年4月1日又は、2020年夏休み前(余暇による視聴需要増加時期)放送開始又は試験放送を打診するべきである。</p> <p>撤退するチャンネルがコンテンツホルダーとして最大手のディズニーである事を鑑みれば、昨年放送認可を得た4chのコンテンツでは同等の人気を維持するのは不可能であると考えられ新たに数chの参入が必要と思われます。</p> <p>以上の理由より経過措置期間の短縮、短期間で数十chの帯域削減が行われる事が望ましいと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>の過度な負担を課すことのないよう、関係事業者等の意見を踏まえ、システム改修やマルチ編成導入の影響に配慮して設けることとしています。</p> <p>また、先般の衛星基幹放送業務の認定に伴う帯域再編に当たっては、関係事業者との十分な連絡・調整等を行いつつ、適切に対処してまいります。</p>	
その他			
17	<p>・衛星、地上波共に電波オークション導入を検討して下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、周波数の割当ての方法に関する規定を定めるものではありませんが、御意見は参考として承ります。</p>	なし
18	<p>2.電波は国民の財産なので公平に入札を行って割り振ってほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

19	<p>＜電波環境の改善に関する御意見(産学官民が一体となるためには、人と人が直接会って話をしたり聞いたりすることが重要であり、現在のような電波の使用はやめた方がよい。)＞</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、電波の使用を前提としており、その使用を中止することは想定しておりませんが、御意見は参考として承ります。</p>	なし
20	<p>日本放送協会(在り方、放送内容、予算等)に関する御意見</p> <p style="text-align: right;">【個人3件】</p>	<p>本案は、日本放送協会の在り方等に関する規定を定めるものではありませんが、御意見については担当部署に情報提供いたしました。</p>	なし

注:＜ ＞の記載は要約です。

令和 2 年 2 月 5 日

日本放送協会令和 2 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する
総務大臣の意見
(令和 2 年 2 月 5 日 諮問第 6 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、大森係長)

電話：03-5253-5778

(案)

日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

協会の令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画については、受信料の引下げや4つの負担軽減策の実施、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）に関する放送・サービスの実施等に取り組むことにより、事業収支差金の赤字を見込んでいます。この点についてはやむを得ない面があるものの、今後も受信料の公平負担の徹底に向けた取組を進め、増収を確保するとともに、徹底的に支出の内容及び額を精査し支出の削減に取り組むことにより、赤字額をできる限り減少させるよう努めることを強く求める。さらに、事業の中で大きなウエイトを占める国内放送を含め業務全体を聖域なく抜本的に見直すことや予算編成の在り方も見直すこと等により、早期に事業収支差金の黒字を確保できるよう努めることを強く求める。

なお、業務の遂行に当たっては、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

また、繰越金の現状や、事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていること等を踏まえると、「NHK経営計画2018－2020年度」に盛り込んだ平成30年度の受信料収入見込みの6%相当の還元にとどまらず、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、既存業務の見直しの徹底とともに不断に検討していく必要がある。さらに、放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革について具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画等に反映することを強く求める。

さらに、自国開催で国民・視聴者が高い関心を有する東京2020大会に関する放送・サービスの実施に当たっては、民間放送事業者と十分に意思疎通を図りながら実施し、国民・視聴者の関心に的確に応えるとともに、我が国及び地域の魅力を世界に発信することにより、大会の成功に貢献することが強く期待される。

また、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられたことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、引き続き徹底した取組を強く求める。

また、特に下記の点について配慮すべきである。

- 1 国内放送番組の充実
- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民

の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法の趣旨を十分に踏まえ、自らの番組基準に基づく正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うこと。また、北海道胆振東部地震等において、停電時の情報入手手段としてラジオの有用性が改めて認識されたほか、大規模自然災害発生時、総合テレビジョンの放送において、英語表記やQRコードにより、NHK国際放送「NHKワールド JAPAN」の英語ウェブサイトへの案内を実施するなど、外国人に向けた情報提供にも取り組んでいるところ、引き続き、テレビ、ラジオ及びこれを補完するインターネットを適切に使用して実施すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行など様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送について、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、地域放送局や国会中継における字幕放送、ニーズが高い番組での解説放送などの一層の充実に努めるとともに、手話放送の充実に取り組むこと。また、音声認識による字幕制作システムの研究、新たな解説放送サービスの実現に向けた研究、CGを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究など、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や放送サービスの高度化に向けた更なる研究を推進すること。

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。とりわけ、国が費用を負担して行う国際放送については、これら諸点の発信の充実に努めることが期待される。今後、東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控え、我が国に注目・関心が一層集まることも踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、「NHKワールド JAPAN」については、引き続き、国際放送子会社の強化、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、それを踏まえたインターネットの活用、海外事業者との連携等による国内外の受信環境の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ一層効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を早期に設定し、当該指標に基づいたPDCAサイクルの強化に

努めること。また、国内においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めること。

- 訪日観光客の増加、先端技術・サービスや日本各地の産品等への需要拡大など、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
- 地上デジタル放送日本方式の海外展開については、採用国から新たに専門家派遣が要請されるなど、採用国に対する技術支援が引き続き重要となっていることから、これまでの寄与も踏まえ、採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた技術支援等に積極的に協力すること。

3 4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携等

- 4K・8K放送の早期かつ円滑な普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、東京2020大会に向けて、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者との緊密な連携の下、視聴方法やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供を適切に行うことにより、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。また、医療、教育等放送以外の分野での利活用や海外展開への寄与に努めること。
- インターネット活用業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、放送法第20条第10項第4号「業務の実施に過大な費用を要するものでないこと」等を遵守し、令和2年1月に認可した実施基準に従って、適正な規模の下、節度をもって事業を運営するとともに、会計上の透明性を確保すること。また、民間放送事業者との連携・協力については、民間放送事業者の求めに応じ、その具体化を図ること。さらに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実引き続き努めること。あわせて、「NHKオンデマンド」を含む有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が平成30年度末で約70億円となっていることから、一層収支の改善に努めるとともに、有料インターネット活用業務勘定の収支が実施基準の認可申請時に示された見込みよりも悪化することが見込まれる場合には、有料インターネット活用業務の累積収支改善のための措置を講じること。

4 経営改革の推進

- 平成31年・令和元年には、受信料に係る契約・収納等業務の委託先法人による受信契約者の個人情報の漏えい、職員による不正経理・着服等の不祥事が明らかになった。これらの不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。再発防止に向け、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めること。具体的には、受信料に係る契約・収納等業務全般や協会全体の個人情報保護に関し、抜本的な再発防止策を講じ、寄せられる苦情や意見も踏まえ不断の見直しを更に行っていくこと、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）による改正後の放送法（以

下「改正放送法」という。)に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。

- 子会社の業務範囲の適正化等、子会社の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、平成31年4月のNHKアイテックとNHKメディアテクノロジーの経営統合や令和2年4月を目指すNHKエンタープライズとNHKプラネットの経営統合にとどまらず、子会社全体の在り方について早急に結論を得て、その取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元については、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)を踏まえ、協会への還元の考え方を明らかにし、子会社にその考え方に沿った配当を行わせるなど、適切に実施すること。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に役員・管理職への登用拡大については、自らが定めた「行動計画」(平成28年3月15日)に記載している「2020年の女性管理職の割合を10%以上にする」という目標達成に向けた取組を確実に実施していくことに加え、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなったことを重く受け止め、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。とりわけ、政府の重要課題でもある「働き方改革」を推進するための改正労働基準法等が施行されたことから、協会においても、平成29年12月に定めた「NHKグループ働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、関連団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第6版)(令和元年8月9日公表)に従って、適正な製作取引の確保に努めること。
- 協会が「2020年度中を目途に整理・削減に向けた案を策定する」こととしている衛星放送の在り方を含め、既存の業務全体の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか、国民各層や関係事業者の意見も幅広く聞きながら検討を進め、早急に一定の結論を得ること。
- 改正放送法において中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の提供が制度化されたことも踏まえ、情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。

5 受信料の公平負担の徹底に向けた取組等

- 受信料の公平負担の徹底に向けて、「NHK経営計画2018-2020年度」に掲げる支払率を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- また、上記の対策の実施に当たっては、現状分析と課題の整理を十分に行った上で必要な施策等を実施するとともに、高止まりしている上記の対策に要する営業経費について、一層の効率化に向けて不断の見直しを行い、削減を図っていくこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- NHKふれあいセンターに寄せられた訪問員の説明や訪問時間に対する苦情等は平成30年度で約3万7千件に上っていることから、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不断に点検及び見直しを行うこと。
- 受信料については、国民・視聴者にとって納得感のあるものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が強く求められる。令和元年度末には1,041億円の財政安定のための繰越金を有する見込みであること、及び近年は事業収支差金が年度当初の計画を大幅に上回る状況が続いていることを踏まえ、上記「4 経営改革の推進」で示した既存業務全体についての見直しを徹底的に進め、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、引き続き検討を行うこと。

6 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化等

- 東日本大震災以降も熊本地震、令和元年台風15号・19号など大規模災害が相次いで発生している。引き続き、国内放送のみならず、国際放送による復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる地上デジタル放送の受信環境整備等に適切に取り組むこと。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- 東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控える中、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。

7 放送センター建替

- 放送センターの建替については、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、コスト削減に努めるとともに、平成28年8月に公表した「放送センター建替基本計画」や令和元年11月に公表した新放送センターの基本設計の合理性・妥当性など、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。

- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散について、早急に一定の結論を得ること。

8 次期中期経営計画の策定

- 「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する協会の検討結果（令和元年12月8日）において、業務委託や施設・設備の整備の在り方等の検証による事業支出の削減、子会社や関連公益法人等の更なる経営統合も視野に入れたグループ経営改革の推進等、次期中期経営計画に反映することとしている事項や、上記「4 経営改革の推進」で指摘した衛星放送の在り方については、具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画に確実に反映すること。
- 改正放送法に基づき、次期中期経営計画の意見募集を行う際には、寄せられた意見等を適切に反映すること。